

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	54,549	預 金	1,004,695
コールローン及び買入手形	45,000	コールマネー及び売渡手形	14
買 入 金 銭 債 権	50	借 用 金	15,377
商 品 有 価 証 券	6	外 国 為 替	9
有 価 証 券	119,604	社 債	6,730
貸 出 金	830,021	そ の 他 負 債	6,331
外 国 為 替	378	賞 与 引 当 金	352
そ の 他 資 産	17,362	退 職 給 付 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	13,195	再評価に係る繰延税金負債	1,953
無 形 固 定 資 産	565	負 の の れ ん	103
繰 延 税 金 資 産	10,710	支 払 承 諾	15,660
支 払 承 諾 見 返	15,660	負 債 の 部 合 計	1,051,243
貸 倒 引 当 金	15,603	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	28,000
		資 本 剰 余 金	11
		利 益 剰 余 金	6,009
		自 己 株 式	58
		株 主 資 本 合 計	33,963
		その他有価証券評価差額金	3,911
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,966
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,877
		少 数 株 主 持 分	415
		純 資 産 の 部 合 計	40,256
資 産 の 部 合 計	1,091,499	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,091,499

中間連結損益計算書 (平成18年 4月 1日から平成18年 9月30日まで)

(単位 :百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		15,485
	資 金 運 用 収 益	9,922	
	貸 出 金 利 息	8,923	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	909	
	役 務 取 引 等 収 益	2,145	
	そ の 他 業 務 収 益	285	
	そ の 他 経 常 収 益	3,131	
経	常 費 用		12,990
	資 金 調 達 費 用	931	
	預 金 利 息	560	
	役 務 取 引 等 費 用	997	
	そ の 他 業 務 費 用	0	
	営 業 経 費	6,533	
	そ の 他 経 常 費 用	4,527	
経	常 利 益		2,494
特	別 利 益		794
特	別 損 失		13
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益			3,276
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			103
法 人 税 等 調 整 額			468
少 数 株 主 利 益			9
中 間 純 利 益			2,695

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 8社

会社名 株式会社びわこビジネスサービス
びわ銀総合管理株式会社
びわ銀モーゲージサービス株式会社
びわ銀リース株式会社
びわこ信用保証株式会社
びわ銀カード株式会社
びわ銀ソフトウェア株式会社
株式会社びわこコンピュータサービス

なお、びわ銀ソフトウェア株式会社は、9月27日付けで清算終了致しました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の対象となる会社はございません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次の通りであります。

9月末日 7社

中間連結貸借対照表の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10 年～50 年
動 産	2 年～20 年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 95,332 百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
12. 当行及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 11,686 百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,424 百万円

17. 貸出金（求償債権等を含む。以下 20.まで同様）のうち、破綻先債権額は 4,656 百万円、延滞債権額は 22,312 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は、238 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,452 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,660 百万円であります。

なお、17. から 20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 住宅ローン債権証券化（R M B S - Residential Mortgage Backed Securities）により、組成した優先受益権及び劣後受益権 65,153 百万円を継続保有し、貸出金に 64,289 百万円、現金準備金として現金預け金に 864 百万円を計上しております。

また、貸出債権証券化（C L O - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高は 4,058 百万円であります。なお、当行は C L O の優先受益権 50 百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、また、劣後受益権 780 百万円を継続保有し、貸出金に計上しております。

22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士業界業種別監査委員会報告第 24 号。（以下「業種別監査委員会報告第 24 条」という。））に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 9,464 百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	18,100 百万円
定期預け金	13 百万円

担保資産に対応する債務

預金	520 百万円
----	---------

上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券 18,726 百万円、借入金 6,381 百万円の担保として未経過リース契約債権 8,774 百万円、40,000 百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権 47,473 百万円を差し入れております。

関連会社の借入金の担保として、有価証券 497 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 926 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替はありません。

24. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,821 百万円

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,750 百万円が含まれております。

26. 社債には、劣後特約付社債 6,000 百万円が含まれております。

27. 1株当たりの純資産額 4円71銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下31.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間連結貸借対照表計上額	6百万円
当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額	0百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	8,939百万円	15,106百万円	6,167百万円	6,445百万円	277百万円
債券	89,470	88,913	556	192	749
国債	62,000	61,444	556	67	624
地方債	5,939	5,978	39	46	7
短期社債	-	-	-	-	-
社債	21,530	21,490	39	78	118
その他	14,116	15,063	947	1,238	290
合計	112,526	119,083	6,557	7,876	1,318

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,646 百万円を差し引いた額 3,911 百万円のうち少数株主持分相当額 0 百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期において、その他有価証券中の上場株式について 347 百万円減損処理を行っております。減損処理については、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価から 50% 以上下落した銘柄は一律、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価の 30% 以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案し、また期末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移及び当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して行っております。

29. 当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
3,550 百万円	782 百万円	- 百万円

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
社債	110 百万円

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 409 百万円

なお、当中間期において、非上場株式(店頭売買株式を除く)について 1 百万円減損処理を行っております。減損処理については、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価から 50% 以上下落した銘柄は一律、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価の 30% 以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案し、また期末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移及び当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して行っております。

31. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	7,937 百万円	44,746 百万円	17,405 百万円	18,935 百万円
国債	4,003	30,324	8,180	18,935
地方債	264	1,698	4,015	-
短期社債	-	-	-	-
社債	3,669	12,722	5,209	-
その他	-	-	-	-
合計	7,937	44,746	17,405	18,935

32. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,183 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 29,532 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに

連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が 141,531 百万円あります。

34. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日）を平成 17 年 9 月期から適用しておりますが、これによる損益の影響はありません。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

35. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から適用されることとなったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、少数株主持分に区分のうえ表示しております。なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 40,256 百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(5) 「その他負債」に含めて表示していた新株予約権は、純資産の部に表示しております。

(6) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

36. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号平成 14 年 2 月 21 日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の摘要指針」（企業会計基準摘要指針代 2 号平成 14 年 2 月 21 日）平成 17 年 12 月 27 日付及び平成 18 年 8 月 11 日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準） 8.88%

中間連結損益計算書の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり中間純利益金額 19 円 25 銭

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 7 円 65 銭

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,031 百万円、株式等償却 348 百万円を含んでおります。

5. 特別利益には、償却債権取立益 791 百万円を含んでおります。